

## 発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	平成30年10月30日
【発行者の名称】	株式会社ニッソウ (Nissou Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前田 浩
【本店の所在の場所】	東京都世田谷区経堂一丁目8番17号
【電話番号】	(03)3439-1671 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 御供 信之
【担当 J-Advertiser の名称】	フィリップ証券株式会社
【担当 J-Advertiser の代表者の役職氏名】	代表取締役 下山 均
【担当 J-Advertiser の本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当 J-Advertiser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	<a href="https://www.phillip.co.jp">https://www.phillip.co.jp</a>
【電話番号】	(03)3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社ニッソウ <a href="http://reform-nisso.co.jp/">http://reform-nisso.co.jp/</a> 株式会社東京証券取引所 <a href="https://www.jpx.jp/">https://www.jpx.jp/</a>

### 【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおい

ては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

### 第2【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次		第28期	第29期	第30期
決算年月		平成28年7月	平成29年7月	平成30年7月
完成工事高	(千円)	1,075,599	1,551,317	1,822,228
経常利益	(千円)	49,032	85,276	96,519
当期純利益	(千円)	36,908	60,338	67,863
資本金	(千円)	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数	(株)	400	400	400,000
純資産額	(千円)	308,731	369,069	436,933
総資産額	(千円)	415,965	497,249	595,992
1株当たり純資産額	(円)	771.82	922.67	1,092.33
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額	(円)	92.27	150.84	169.65
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	74.2	74.2	73.3
自己資本利益率	(%)	12.7	17.8	16.8
株価収益率	(倍)	—	—	12.4
配当性向	(%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	41,285	12,988	79,095
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△6,497	△18,582	△14,263
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△1,436	△1,231	△1,223
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	179,995	173,169	236,778
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	22 (1)	31 (1)	35 (1)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 完成工事高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第28期及び第29期の株価収益率については、当社株式が第29期事業年度末時点では、非上場であるため記載していません。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載していません。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
7. 第29期（平成28年8月1日から平成29年7月30日まで）の財務諸表について、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、また、第30期（平成29年8月1日から平成30年7月30日まで）の財務諸表について、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、興亜監査法人の監査を受けておりますが、第28期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
8. 平成29年12月9日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。第28期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

## 2【沿革】

年月	事項
昭和62年1月	不動産のリフォーム工事を目的として、当社代表取締役社長である前田浩が東京都目黒区上目黒にて当社の前身であるクリエイティブリフォームオフィスマエダを個人事業として創業
昭和63年9月	株式会社ニッソウを設立（資本金 3,000 千円にて設立）
平成2年4月	本社を東京都世田谷区桜へ移転
平成5年9月	資本金を 10,000 千円に増資
平成9年5月	東京都知事（般）第106206号 一般建設業許可を取得
平成17年11月	資本金を 20,000 千円に増資
平成18年12月	本社を東京都世田谷区経堂へ移転
平成22年9月	資本金を 50,000千円に増資
平成25年7月	資本金を100,000千円に増資
平成28年10月	神奈川県高座郡寒川町に神奈川営業所を開設
12月	国土交通大臣（般）第26483号 一般建設業許可を取得
平成29年3月	埼玉県さいたま市西区に埼玉営業所を開設
平成30年2月	東京証券取引所 TOKYO PRO Marketへ上場

### 3【事業の内容】

当社は不動産会社からリフォームを請け負う会社です。リフォームとはそもそも経年劣化、もしくは使用による破損や汚れを「元に戻す」ことの総称として使われる言葉です。当社はマイナス（劣化分）をゼロ（新築時）に戻す原状回復工事を軸としながら、ハウスクリーニングも組み合わせたリフォームを行います。更にゼロに戻すのではなくグレードアップさせるリノベーション工事も手掛けます。

また、全国各地に施工ネットワーク（施工協力体制）を有しており、首都圏においては各専門施工業者 900 社超の施工ネットワークがあり、タイムリーな対応が可能です。

当社の事業は住宅リフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しておりますが、当社の住宅リフォーム事業は原状回復工事、ハウスクリーニング・入居中小修繕、リノベーション工事の3つに区分されます。

#### 《原状回復工事》

当社における原状回復工事は、発注金額 50 千円～3,000 千円の工事を指します。そして当社における売上の約 70%がこの原状回復工事です。主に賃貸物件での入居者入替時の原状復旧及び、古くなった外壁の塗り替え等、ゼロ（新築時）に戻す工事を、原状回復工事と位置付けしております。



#### 《ハウスクリーニング・入居中小修繕》

当社におけるハウスクリーニングとは、次の入居者を募集するための 50 千円未満の原状回復工事を指します。また、入居中小修繕とは入居中における不都合、例えば蛇口から水漏れする・エアコンが故障したなど、日常発生する不都合を修繕する、発注金額が 50 千円未満のメンテナンス工事のことを指します。当社における売上の約 5%がハウスクリーニング・入居中小修繕となります。



《リノベーション工事》

当社におけるリノベーション工事とは、原状回復工事の更に進化した工事で発注金額 3,000 千円超の工事を指します。例えば、使いやすい間取りにしたり、システムキッチンを高グレードの物にしたり、現在より良くする工事です。そして当社における売上の約 25%がこの工事になります。

また、全ての内装を解体して新規に作り直すスケルトンリフォームもこの工事に含まれます。

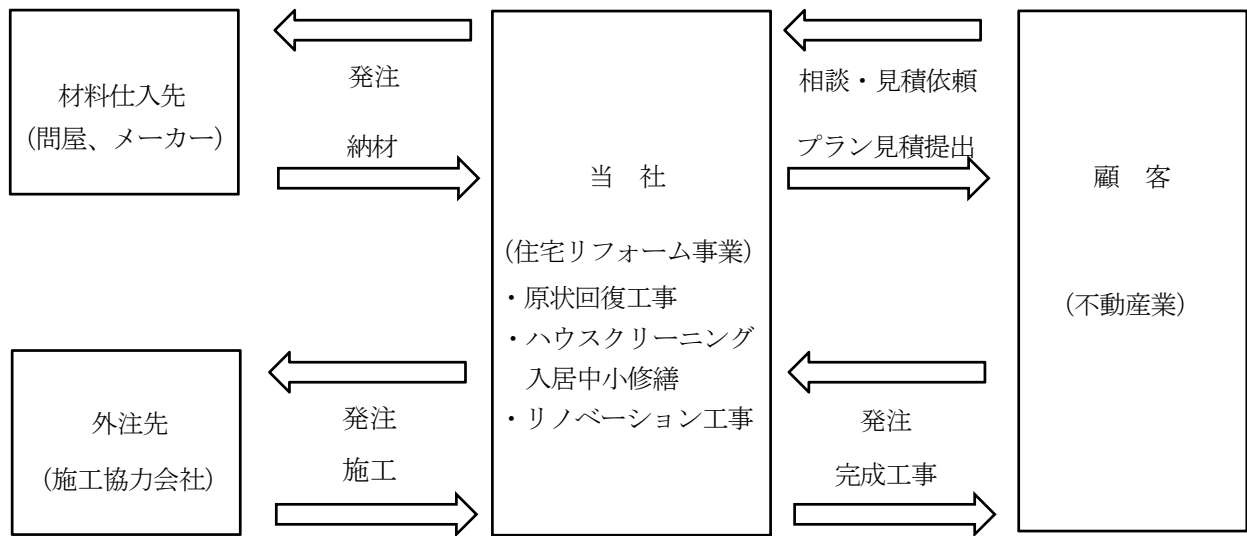
当社における原状回復工事、ハウスクリーニング・入居中小修繕、リノベーション工事のリフォーム工事例を一部挙げますと以下のような内容となっております。

【住宅リフォーム工事例】

内装	壁紙(クロス)貼替 クッションフロア貼替 カーペット貼替 ソフト巾木貼替 襖張替 障子張替 網戸張替 畳表替 畳新床 塗装(天井・壁・枠・建具等) フロアタイル貼 シート貼 フィルム貼 タイルカーペット貼 防滑性シート貼 各パネル貼 内装造作 カーテン取替 ブラインド取替 ロールスクリーン取替	電気系統	コンセント取替 スイッチ取替 プレート取替 TV コンセント取替 引掛シーリング取替 電球交換 インターホン取替 電池式チャイム取替 エアコン取替 エアコン分解清掃 スリーブキャップ取替 照明取替 分電盤取替 アンテナ取替 漏電調査 配線改修	工務	フローリング貼 木製建具取替 新規壁造作 ボード貼替 ベニヤ貼替 床下地貼替 各所補修 耐震補強 新規根太組 増改築一式 繊維壁塗替 聚楽塗替 漆喰塗替 押入改造 排水管給水管工事 ガス工事 解体工事	外部	外装塗装 外装タイル 外装サイディング 足場工事 屋根工事 防水工事 板金工事 雨樋工事 サッシ工事 フェンスブロック工 事 門扉工事 カーポート工事 犬走りコンクリート 庇工事 外灯工事 避難ハッチ取替
水まわり ①台所	IH 調理器交換 泡沫キャップ取替 菊割れゴム取替 タイル補修 流し台底板取替・塗装 ごみカゴ取替 システムキッチン取替 ブロックキッチン取替 流し台手元灯取替 エッジコーキング 換気扇取替 ターボファン取替 シロッコファン取替 ミニキッチン取替 ガスコンロ取替 ビルトインコンロ取替 シングルレバー水栓取替 浄水器取替 流し扉取替 包丁差し取替 排水ホース取替 キッチンパネル貼	②洗面  ③洗濯	化粧台本体取替 化粧鏡部取替 蛇口パッキン取替 蛇口ハンドル取替 蛇口そっくり取替 化粧台底板取替・塗装 歯ブラシ立て取替 排水ホース取替 タオル掛け取替  洗濯パン取替 洗濯水栓取替 L字パイプ取替 ワンタッチスパウト取替 蛇口パッキン取替 洗濯排水詰まり改善	④浴室	排水口目皿取替 浴槽排水ゴム栓取替 換気扇取替 換気・乾燥機取替 ユニットバス取替 在来浴室改修 タイル補修 天井バスリブ取替 照明取替 化粧鏡取替 見切り取替 アルミ中折戸取替 シャワーセット取替 給湯器取替 追焚工事 壁バスパネル工事 壁フィルム工事 各水栓パッキン取替 窓修理 排水詰まり改善 特殊塗装	⑤トイレ	タンクレバー取替 フロート弁取替 ボールタップ取替 手洗い吐水口取替 ストレーナー清掃 給水管パッキン取替 止水栓パッキン取替 洗浄便座撤去 普通便座取替 排水詰まり改善 紙巻き器取替 トイレ本体取替 タンク取替 和式から洋式に改造 換気扇取替 シャワートイレ取替
玄関	鍵交換 ドアスコープ取替 ドアチェーン取替 ドアクローザー取替 玄関ドア本体取替 玄関ドア塗装 郵便受け修理 下足箱取替	雑工事他	カーテンレール取替 ガラス取替 クレセント取替 底車取替 各種建付調整 戸当取替 各種傷補修 見切滑止め取付 住宅用火災警報器取付	雑工事他	残置物撤去処分 メーカー修理手配 壁穴補修 吊りパイプ設置等 モルタル補修 ハウスクリーニング		

以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。

< 事業系統図 >





#### 4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

平成30年7月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
35 (1)	41.1	6.7	5,831

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。  
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
3. 当社は、住宅リフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

##### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

### 第3【事業の状況】

#### 1【業績等の概要】

##### (1) 業績

当事業年度における我が国経済は企業収益がさらに改善し、雇用・設備投資も概ね横ばい程度に推移しました。また、近隣諸国情勢は最悪の状態を脱したとはいうものの、少子高齢化による慢性的な人手不足はさらに深刻化し、今後も不透明な状況が続くと予測されます。一方、当社の属する住宅リフォーム業界は、新たな参入業者の増加・新築専門業者からの参入もあり、さらに激戦になっているとはいうものの、古い建物はますます増え、業界全体としては微増ではありますが確実に増大傾向にあります。

このような環境の中で当社は積極的に新規顧客の開拓を進め、休眠顧客の掘り起こしなどにも注力し事業の拡大を図りました。

これらの結果、完成工事高は1,822,228千円（前年同期比17.5%増）、営業利益は103,044千円（前年同期比3.3%増）、経常利益は96,519千円（前年同期比13.2%増）、当期純利益は67,863千円（前年同期比12.5%増）となりました。

なお、当社は住宅リフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

##### (2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、前事業年度末と比較して63,608千円増加し、236,778千円（前年同期比36.7%増）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りであります。

###### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は79,095千円（前年同期は12,988千円の獲得）となりました。主な増加要因は、税引前当期純利益96,655千円、減価償却費12,233千円、仕入債務の増加額25,563千円等によるものであり、主な減少要因はたな卸資産の増加額21,396千円、法人税等の支払額30,887千円等によるものであります。

###### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は14,263千円（前年同期は18,582千円の使用）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出7,138千円、無形固定資産の取得による支出5,184千円等によるものであります。

###### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は1,223千円（前年同期は1,231千円の使用）となりました。これはリース債務の返済による支出1,223千円によるものであります。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社では生産形態をとらないため、該当事項はありません。

### (2) 受注状況

当社では受注から引渡しまでの期間が短いため、記載を省略しております。

### (3) 販売実績

当事業年度の販売実績を示すと、次のとおりです

セグメントの名称	当事業年度 (自 平成29年8月1日 至 平成30年7月31日)	前年同期比 (%)
住宅リフォーム事業 (千円)	1,822,228	117.5
合計	1,822,228	117.5

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

### 3【対処すべき課題】

今後、日本の人口が減少傾向にある中、当社の属する住宅リフォーム業界もその影響を受ける一方で、既存建物の老朽化が進むことにより当社のビジネスチャンスはむしろ増大すると考えており、10年後のニーズは、総合的にみてもほぼ横ばいと予測しています。

このような環境の中で当社は、住宅リフォーム事業をさらにブラッシュアップし、顧客である不動産会社の満足度向上を目指します。そのために当社は対処すべき課題を以下のように捉え、事業に取り組んでまいります。

#### (1) サービス向上について

当社は住宅リフォーム事業をサービス業と位置づけ、社員へのマナー教育を徹底しておりますが、今後外部講師等を頻繁に招き、さらに社長を中心者とした勉強会の機会を増やし、その向上に努めてまいります。

#### (2) 人材の確保について

当社では人材が、事業拡大のための重要な経営資源であると考えております。そのため、求人広告媒体に積極的な広告活動を行っております。また、今後、新卒採用の活動にも注力し、優秀な人材の確保に取り組んでまいります。

#### (3) 内部管理体制の強化について

当社は比較的小規模な組織であるため、その人員に限りがあり、内部監査・リスク管理等をはじめとする内部管理体制の整備と強化が重要な課題であると認識しております。そして今後の企業規模の拡大に備え、その強化に取り組んでまいります。

#### (4) 施工ネットワーク（施工協力体制）の拡充

当社の事業拡大には外注先である専門施工業者からなる、施工ネットワークの確保が不可欠であると認識しております。今後のさらなる事業拡大に向け、外注先の確保に努めると同時に、面談等により当社の理念の共有及び安全・品質管理の徹底に十分留意して取り組んでまいります。

#### 4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載いたします。当社はこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式の投資判断は、本項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

##### (1) 特定業界への依存及び景気動向の影響について

当社の事業は景気の影響を受けやすい不動産業界からの受注に依存しております。景気の悪化等に伴う不動産物件の入退去の減少による受注件数の低下により売上が減少し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (2) 法的規制

当社は、建設業におけるリフォーム事業を行うにあたり、各種法令による規制を受けております。主なものといたしまして、当社では建設業法における一般建設業の許可を受けております。

現在のところ許可要件の欠格事由はございませんが、将来何らかの理由により、当該許認可が取り消され、または、更新が認められない場合は、もしくは、これらの法律等の改廃又は新たな法的規制が今後制定された場合には、当社の事業運営、業績等に影響を及ぼす可能性があります。

また、建設業法では外注先への代金の支払い期日が設けられており、当社では施工ネットワークに対して遅延なく支払いを行っております。しかしながら、何らかの理由により支払いが遅延し同法に抵触した場合、当社の事業運営、業績等に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当事業年度末現在における当社の許認可は、以下のとおりです。

許認可の名称	一般建設業許可
所管官庁	国土交通省
登録番号等	国土交通大臣許可 (般) 第 26483 号
取得日	平成 28 年 12 月 21 日
有効期限	平成 33 年 12 月 20 日
主な許認可取消事由	不正な手段による許可の取得や役員等の欠格条項違反等に該当した場合は許可の取消(建設業法第 29 条)、不正入札等不誠実な行為があった場合は業務停止等の処分(同法第 28 条)

##### (3) 競合について

当社の住宅リフォーム事業は、一件当たりの工事代金が僅少の場合は許認可も必要なく、参入障壁が低いことから、建築業者・内装業者など大小様々な競合他社が多数存在しております。当社では I T 技術による施工管理及び多能工の養成によりコスト削減を行うとともに工期短縮に努め、クライアントのニーズに沿った事業運営を行っておりますが、他社の動向によっては、今後の事業運営に影響が生じ、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

##### (4) 特定地域に対する依存度等について

当社では主に東京、神奈川、埼玉を中心に事業展開を行っておりますが、地震等の災害が発生し、本社及び営業所の損壊などによる営業の一時停止や、道路網の寸断等により事業の運営が困難になった場合、あるいは同地域に特定した経済的ダメージが発生し経済環境が悪化した場合には、修繕の必要性や、多額の費用が発生する可能性があります。当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 外注先の確保について

当社では、受注した住宅リフォーム工事を外注先である各専門施工業者からなる施工ネットワークに発注しております。外注先については、経営状態や技術力及び反社会的勢力との関係の有無を調査して選定しており、外注先との面談等により当社の理念の共有及び安全・品質管理の徹底に十分留意しております。今後、営業地域の拡大や受注件数の増加により、外注先を適時確保できない場合、当社の業務の停滞につながり、業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 外注費・資材価格の高騰について

当社は外注先・資材の仕入先を複数確保し、価格の抑制に努めております。しかしながら、外注先からの値上げ要請及び材料の需要増加等により価格が高騰した場合は、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 小規模組織であることについて

当社は平成 30 年 7 月末時点において従業員 35 名と小規模な組織であり、役職員一人一人への依存が高い傾向にあります。

今後、事業拡大に伴い人員の増強及び内部管理体制の充実・強化を図っていく方針であります。しかしながら、当社が求める人材が確保できない場合には、人員の増強や組織の拡充に制約が生じ、当社の業績及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 業績の季節変動について

当社の顧客である不動産会社からの工事依頼は、引越等による人の動きが多い 3 月、4 月に集中する傾向があります。これにより上期（8 月～1 月）と下期（2 月～7 月）との間に売上変動があり、今後も同様の傾向が続く可能性があります。

(単位：千円)

	当事業年度 (自 平成 29 年 8 月 1 日 至 平成 30 年 7 月 31 日)	
	上期	下期
完成工事高	821,098	1,001,130
営業利益	37,924	65,120

(注) 1. 完成工事高には消費税は含まれておりません。

2. 上記数値は未監査です。

(9) 人材確保・育成について

当社の事業拡大を行う上で、優秀な人材を適切な時期に確保するとともに、その人材の育成に努める必要があります。当社では求人情報サイト・会社説明会・ホームページ等により採用活動を行っておりますが、雇用情勢や経済環境によっては計画通りの人材確保・育成ができず、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 特定の人物への依存

当社の代表取締役社長である前田浩は当社の創業者であり、当社の経営方針や営業戦略の立案・遂行等多岐にわたり当社の経営において重要な役割を果たしております。当社では同氏に過度に依存しない経営体制を構築するため、職務権限の委譲、合議制の推進等により業務運営の実施に努めておりますが、同氏が何らかの理由により当社の経営に携わることが困難になった場合、当社の業務の停滞等により、業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 工事施工における重大な瑕疵や不備について

当社が施工した物件等に不具合が生じ、その施工内容・管理内容に重大な瑕疵や不備が認められた場合には、損害賠償請求を受ける可能性があり、工事請負賠償責任保険・PL保険などの救済を受けられない可能性があります。また、施工中に予期せぬ重大事故が生じた場合にも、同じくその損害賠償請求を受ける可能性があり、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(12) システム障害

当社では顧客情報・施工管理・見積・請求等をコンピューターシステムで管理しております。随時バックアップによりデータ保護しておりますが、当該システムの障害、大規模広域災害、もしくはコンピューターウイルスによる影響等により、システム及びデータベース使用が中断もしくは使用不能になった場合、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 情報管理

当社は事業を展開する上で、顧客企業における業務上に必要となる各種情報を取り扱っております。これらの情報管理については、規程の整備及び社員等への周知徹底に努めております。しかしながら、不測の事態によって情報が漏えいした場合には、当社の社会的信用が低下し、またその対応のための費用が発生し、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(14) J-Adviser との契約について

当社では、平成 29 年 5 月 26 日の取締役会において、フィリップ証券株式会社を担当 J-Adviser に指定することを決議し、平成 29 年 6 月 26 日にフィリップ証券株式会社との間で、担当 J-Adviser 契約書（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日にあたらなるときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 2 年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び b に定める書類に基づき行う。

a 次の (a) 又は (b) の場合の区分に従い、当該 (a) 又は (b) に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

#### ②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合。

#### ③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥る恐れがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

a 次の (a) 又は (b) に定める場合に従い、当該 (a) 又は (b) に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込があるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を償却するものでないこと。

(b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

#### ⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）



又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券に代わる財産の全部又は一部として次の (a) または (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前 (休業日を除外する。) の日
  - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
  - (b) 上場株券等がその発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合、当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社 (当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。) が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会 (普通出資者総会を含む。) の決議についての書面による報告を受けた日 (当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議 (委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)) についての書面による報告を受けた日
- c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合 ((3) b の規定の適用を受ける場合を除く。) は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適切な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為 ( i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、 ii 会社分割による非上場会社からの事業の継承、 iii 非上場会社からの事業の譲受け、 iv 会社分割による他の者への事業の継承、 v 他の者への事業の譲渡、 vi 非上場会社との業務上の提携、 vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、 viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為) を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が移動した場合 (当該割当により支配株主が移動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が移動する見込みがある場合) において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でない判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a または b に該当する場合。

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨 (天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は除く。以下この b においても同じ。) が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を株式会社東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

#### ⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

#### ⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約券を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

#### ⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

#### ⑰反社会勢力の関与

甲が反社会勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

#### ⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは株式会社東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

#### <J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知しなければならない。

## 5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第6 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

### (2) 財政状態の分析

#### (流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は560,986千円で、前事業年度末に比べ97,472千円増加しております。現金及び預金の増加65,411千円、未成工事支出金の増加22,807千円、完成工事未収入金の増加9,421千円が主な変動要因であります。

#### (固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は35,005千円で、前事業年度末に比べ1,270千円増加しております。ソフトウェアの増加1,746千円、車両運搬具の減少1,478千円が主な変動要因であります。

#### (流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は152,600千円で、前事業年度末に比べ32,635千円増加しております。工事未払金の増加25,563千円、未成工事受入金の増加1,322千円、未払消費税等の増加3,758千円、未払費用の増加1,781千円、未払法人税等の減少1,158千円が主な変動要因であります。

#### (固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は6,458千円で、前事業年度末に比べ1,756千円減少しております。リース債務の減少1,234千円、長期未払金の減少521千円がその変動要因であります。

#### (純資産)

当事業年度末における純資産の残高は436,933千円で、前事業年度末に比べ67,863千円増加しております。当期純利益の計上による利益剰余金の増加67,863千円がその変動要因であります。

### (3) 経営成績の分析

#### (完成工事高)

当事業年度における完成工事高は1,822,228千円（前年同期比17.5%増）となりました。完成工事高が増加した主な要因は、積極的な新規顧客開拓により扱い物件戸数が増加したことあります。

#### (完成工事総利益)

当事業年度における完成工事総利益は539,106千円（前年同期比19.4%増）となりました。完成工事総利益が増加した主な要因は、前述の完成工事高が増加した主な要因と同様であります。

(販売費及び一般管理費)

当事業年度における販売費及び一般管理費は、436,062 千円（前年同期比 23.9%増）となりました。主な要因は、人員増に伴う人件費の増加、及び販売手数料の増加によるものであります。

(営業利益)

完成工事高の増加等による影響から、当事業年度における営業利益は 103,044 千円（前年同期比 3.3%増）となりました。

(経常利益)

TOKYO PRO Market への上場に係る費用等を営業外費用に計上した影響から、当事業年度における経常利益は 96,519 千円（前年同期比 13.2%増）となりました。

(当期純利益)

税引前当期純利益は 96,655 千円（前年同期比 12.1%増）となり、当事業年度における当期純利益は 67,863 千円（前年同期比 12.5%増）となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

当事業年度におけるキャッシュ・フローの概況については、「1 【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 運転資本

当社の運転資本については、現時点では十分な現預金を保有しており、借入による資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社は住宅リフォーム事業をサービス業と位置づけており、顧客である不動産会社の満足度向上を実現すべく人材教育の強化、施工ネットワークの充実を図っております。

(7) 経営者の問題意識と今後の方針について

「3 【対処すべき課題】」に記載しております。

## 第4【設備の状況】

### 1【設備投資等の概要】

当事業年度において、重要な設備の新設及び除却等は行っておりません。

当社は住宅リフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

### 2【主要な設備の状況】

平成30年7月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
		建物	車両運搬具	工具、器具 及び備品	合計	
本社(東京都 世田谷区)	本社機能	930	8,310	1,207	10,448	33

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 上記の他、主要な賃借している設備として以下のものがあります。

3. 当社は住宅リフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (千円)	従業員数 (人)
本社 (東京都世田谷区)	建物(事務所)	8,687	33
神奈川営業所 (神奈川県高座郡寒川町)	建物(事務所)	888	1
埼玉営業所 (埼玉県さいたま市西区)	建物(事務所)	1,116	1

### 3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第5【発行者の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (平成30年7月31日)	公表日現在発行数(株) (平成30年10月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,600,000	1,200,000	400,000	400,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	1,600,000	1,200,000	400,000	400,000	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成29年12月9日	399,600	400,000	—	100,000	—	—

(注) 平成29年11月20日開催の取締役会決議により、平成29年12月9日付で普通株式1株を1,000株に分割しております。これにより発行済株式数は399,600株増加し、400,000株となっております。

## (6) 【所有者別状況】

平成30年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	2	3	—
所有株式数(単元)	—	—	—	2	—	—	3,998	4,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	0.05	—	—	99.95	100	—

## (7) 【大株主の状況】

平成30年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
前田 浩	東京都世田谷区	345,800	86.45
前田 供子	東京都世田谷区	54,000	13.50
(株)丸美	東京都世田谷区桜2-15-16	200	0.05
計	—	400,000	100.0

## (8) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成30年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 400,000	4,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	400,000	—	—
総株主の議決権	—	4,000	—

## ② 【自己株式等】

該当事項はありません。

## (9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。



## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3【配当政策】

当社では、事業展開のための内部留保の充実と成長に応じた利益還元を重要な経営課題であると認識しております。

現在、当社は成長過程にあり、一層の事業拡大を目指しており、獲得した資金については優先的に人材の採用育成等の事業投資に充て、当社の競争力強化による将来の収益向上や効率的な体制整備に有効に活用するため、会社設立以来配当は実施しておりません。

今後は収益力の強化や安定的な事業基盤の確立に努め、内部留保の充実状況、業績、当社を取り巻く環境、今後の事業展開を勘案し、その都度適正な経営判断を行い、配当を決定していく方針であります。

なお、当社は剰余金を配当する場合には、株主総会の決議をもって、期末配当を年1回行うことを基本的な方針としております。

また、当社は取締役会の決議によって、毎年1月31日を基準日として、中間配当をすることができる旨定款に定めております。

## 4【株価の推移】

(1)【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第28期	第29期	第30期
決算年月	平成28年7月	平成29年7月	平成30年7月
最高(円)	—	—	2,100
最低(円)	—	—	2,100

(注) 当社は、平成30年2月26日に東京証券取引所 TOKYO PRO Market へ株式を上場いたしましたので、第29期以前の株価について記載事項はありません。

(2)【最近6か月の月別最高・最低株価】

月別	平成30年2月	平成30年3月	平成30年4月	平成30年5月	平成30年6月	平成30年7月
最高(円)	2,100	—	—	—	—	—
最低(円)	2,100	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。

2. 平成30年3月から7月については売買実績がありません。

## 5【役員状況】

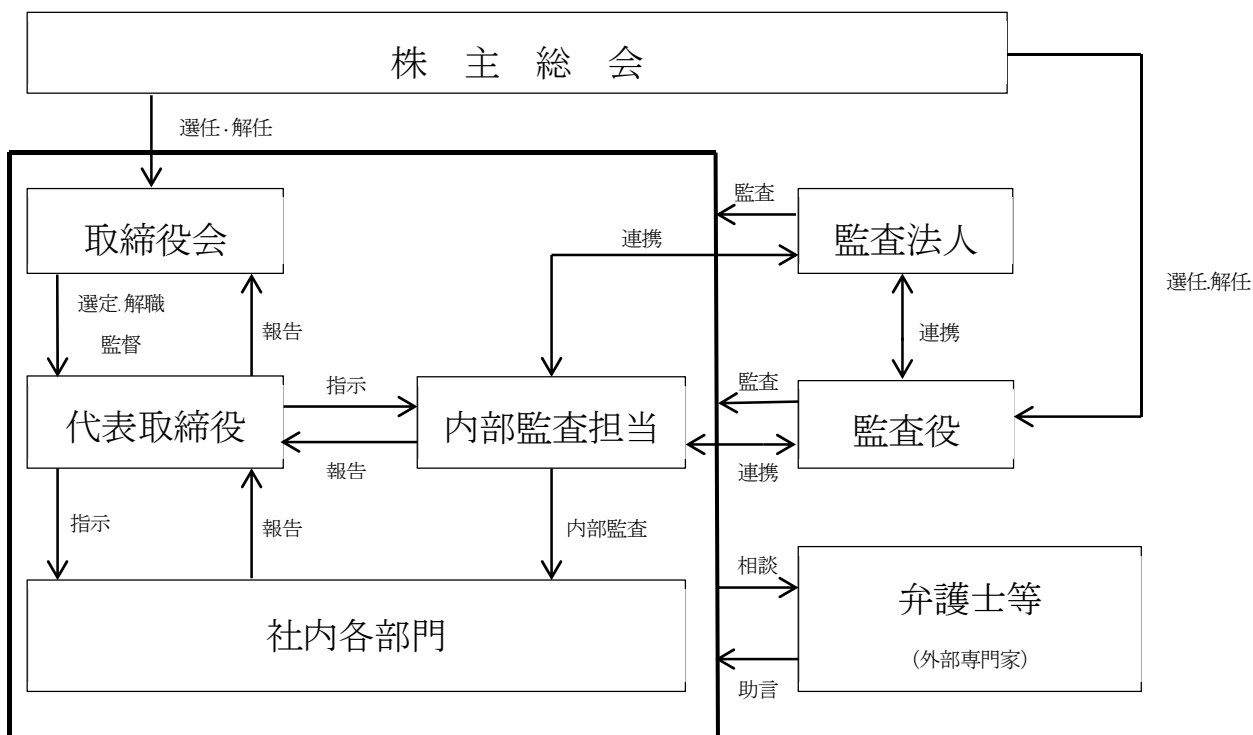
男性6名 女性1名 (役員のうち女性の比率1%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	前田 浩	昭和36年12月12日生	昭和55年2月 昭和62年1月 昭和63年9月	カエプロダクション(株)所属 ビュティとしてタレント活動 クリエイティブリフォームオフィスエグ個人事業として 創業 当社設立 代表取締役社長就任 (現任)	(注) 1	(注) 3	345,800
取締役	営業本部長	木村 孝史	昭和41年11月14日生	昭和62年10月 平成8年2月 平成16年10月 平成29年7月	(株)国本入社 プロスプランニング(有)入社 当社入社 当社取締役営業本部長就任 (現任)	(注) 1	(注) 3	—
取締役	管理部長	御供 信之	昭和44年7月5日生	平成3年8月 平成15年12月 平成16年7月 平成29年7月	(株)第一広告社入社 (株)和田創研入社 当社入社 当社取締役管理部長就任 (現任)	(注) 1	(注) 3	—
取締役	建設部長	森屋 吾郎	昭和56年12月31日生	平成16年4月 平成22年5月 平成27年2月 平成29年7月	(株)メガイ入社 (株)アートハウジング入社 当社入社 当社取締役建設部長就任 (現任)	(注) 1	(注) 3	—
取締役	リフォーム部長	湯浅 一彦	昭和60年4月7日生	平成18年4月 平成22年8月 平成23年10月 平成29年7月	(株)アールインテリア入社 (株)夢真ホールディングス入社 当社入社 当社取締役リフォーム部長就任 (現任)	(注) 1	(注) 3	—
監査役		佐分 厚夫	昭和49年12月18日生	平成9年4月 平成11年7月 平成25年11月 平成29年7月	カエ測量設計(株) (現(株)カエジ・オマックス) 入社 (株)ユー・パーク入社 BPS税理士法人入社 佐分会計事務所開設 (現任) 当社監査役就任 (現任)	(注) 2	(注) 3	—
計							25,600	345,800

- (注) 1. 取締役の任期は、平成29年7月期に係る定時株主総会終結の時から平成31年7月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、平成29年7月期に係る定時株主総会終結の時から平成33年7月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 平成30年7月期における役員報酬の総額は25,600千円であります。
4. 佐分厚夫氏は、社外監査役であります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



#### ①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営環境が急速に変化する中で企業が安定的に成長・発展するためには、経営の効率性、健全性、透明性を高めていくことが必要不可欠と考えております。そのため、コーポレート・ガバナンスを拡充・徹底することが最優先課題と認識しております。

また、今後も社会環境の変化や法令等の施行に応じて、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるために必要な見直しを行い、ステークホルダーの皆様に対し公正な経営情報の開示の適正性を確保してまいります。

#### ②会社の機関の内容

##### イ. 取締役会

当社の取締役会は、5名の取締役で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

##### ロ. 監査役

当社は監査役を1名選定しており、取締役会への出席を含め、会社業務の監査を実施するとともに取締役や代表取締役の業務執行を適正性及び適法性の観点から監視しております。

## ハ、会計監査

当社は、興亜監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお平成30年7月期において監査を執行した公認会計士は柿原佳孝氏、近田直裕氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士3名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別な利害関係はありません。

### ③内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

### ④内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査は、内部監査担当者（2名）により、内部監査規程に基づき実施しております。管理部が主管部署として、業務を監査しております。管理部の監査は、代表取締役社長及び営業部が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、代表取締役社長に対し報告書を提出する体制をとっております。

### ⑤リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

### ⑥社外取締役及び社外監査役の状況

当社の社外監査役は1名を選任しております。社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。社外監査役佐分厚夫氏は、建築・不動産業界における豊富な知識・経験を有しており、当社との間には人的関係、資本的関係、または、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役の重要性については認識しておりますが、当社の経営規模・体制を総合的に勘案すると、ガバナンスは適正に構築、運営されていることを踏まえ、社外取締役を設置していません。今後、経営における社外取締役の役割について、十分な議論と検証を重ね、設置の必要性があると判断する場合には、具体的な検討を行ってまいりたいと存じます。

また、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

### ⑦支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

### ⑧役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役（社外取締役を除く）	25,600	25,600	—	—	5
監査役（社外監査役を除く）	—	—	—	—	—
社外役員	300	300	—	—	1

### ⑨取締役及び監査役の定数

当社の取締役は8名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

#### ⑩取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

#### ⑪株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

#### ⑫自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

#### ⑬中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

#### ⑭取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

#### ⑮社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定めておりますが、提出日現在において契約を締結しておりません。

#### ⑯株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
8,400	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

## 第6【経理の状況】

### 1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条の規定に基づき、同規則及び「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）により作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度（平成29年8月1日から平成30年7月31日まで）の財務諸表について、興亜監査法人により監査を受けております。

### 3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

## 1 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成 29 年 7 月 31 日)	当事業年度 (平成 30 年 7 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	211,801	277,213
完成工事未収入金	227,076	236,497
未成工事支出金	12,705	35,513
材料貯蔵品	3,272	1,861
前払費用	5,003	3,226
繰延税金資産	4,355	4,041
その他	1,418	4,849
貸倒引当金	△2,120	△2,217
流動資産合計	463,514	560,986
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	3,753	3,473
車両運搬具（純額）	9,788	8,310
工具、器具及び備品（純額）	1,450	1,207
土地	7,742	7,742
有形固定資産合計	※ 22,735	※ 20,735
無形固定資産		
ソフトウェア	6,491	8,237
その他	436	436
無形固定資産合計	6,928	8,674
投資その他の資産		
破産更生債権等	—	3,570
繰延税金資産	174	1,425
差入保証金	2,132	2,138
その他	1,765	2,031
貸倒引当金	—	△3,570
投資その他の資産合計	4,071	5,595
固定資産合計	33,735	35,005
資産合計	497,249	595,992



(単位：千円)

	前事業年度 (平成 29 年 7 月 31 日)	当事業年度 (平成 30 年 7 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
工事未払金	64,324	89,887
リース債務	1,223	1,234
未払金	11,111	11,057
未払費用	8,785	10,567
未払法人税等	17,782	16,624
未払消費税等	8,371	12,129
未成工事受入金	2,068	3,390
預り金	3,228	4,204
賞与引当金	3,045	3,305
その他	24	200
流動負債合計	119,965	152,600
固定負債		
リース債務	5,109	3,875
長期未払金	2,160	1,638
資産除去債務	945	945
固定負債合計	8,214	6,458
負債合計	128,179	159,058
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
利益剰余金		
利益準備金	1,000	1,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	268,069	335,933
利益剰余金合計	269,069	336,933
株主資本合計	369,069	436,933
純資産合計	369,069	436,933
負債純資産合計	497,249	595,992

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成 28 年 8 月 1 日 至 平成 29 年 7 月 31 日)		(自 平成 29 年 8 月 1 日 至 平成 30 年 7 月 31 日)	
完成工事高	1,551,317		1,822,228	
完成工事原価	1,099,786		1,283,121	
完成工事総利益	451,531		539,106	
販売費及び一般管理費				
役員報酬	32,280		25,900	
給料	115,505		151,633	
賞与	31,202		42,607	
賞与引当金繰入額	3,045		3,305	
法定福利費	16,349		20,573	
交通費	11,442		13,405	
減価償却費	13,062		12,233	
賃借料	13,788		16,126	
販売手数料	44,705		53,604	
広告宣伝費	18,703		12,064	
貸倒引当金繰入額	624		3,667	
その他	51,111		80,940	
販売費及び一般管理費合計	351,819		436,062	
営業利益	99,712		103,044	
営業外収益				
受取利息	10		5	
受取家賃	420		175	
保険金収入	105		—	
その他	106		112	
営業外収益合計	642		293	
営業外費用				
支払利息	79		72	
上場関連費用	15,000		6,200	
その他	—		545	
営業外費用合計	15,079		6,817	
経常利益	85,276		96,519	
特別利益				
固定資産売却益	※ 942		※ 135	
特別利益合計	942		135	
税引前当期純利益	86,218		96,655	
法人税、住民税及び事業税	26,060		29,728	
法人税等調整額	△180		△937	
法人税等合計	25,880		28,791	
当期純利益	60,338		67,863	

【完成工事原価報告書】

(単位：千円)

区分	前事業年度 (自 平成 28 年 8 月 1 日 至 平成 29 年 7 月 31 日)		当事業年度 (自 平成 29 年 8 月 1 日 至 平成 30 年 7 月 31 日)	
	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
1 材料費	268,092	24.4	338,875	26.4
2 外注費	826,608	75.1	941,785	73.4
3 経費	5,085	0.5	2,460	0.2
完成工事原価	1,099,786	100.0	1,283,121	100.0

(注) 原価計算の方法は、個別原価計算であります。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度 (自 平成28年 8 月 1 日 至 平成29年 7 月31日)

(単位：千円)

	株主資本					純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	100,000	1,000	207,731	208,731	308,731	308,731
当期変動額						
当期純利益			60,338	60,338	60,338	60,338
当期変動額合計	—	—	60,338	60,338	60,338	60,338
当期末残高	100,000	1,000	268,069	269,069	369,069	369,069

当事業年度 (自 平成29年 8 月 1 日 至 平成30年 7 月31日)

(単位：千円)

	株主資本					純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	100,000	1,000	268,069	269,069	369,069	369,069
当期変動額						
当期純利益			67,863	67,863	67,863	67,863
当期変動額合計	—	—	67,863	67,863	67,863	67,863
当期末残高	100,000	1,000	335,933	336,933	436,933	436,933

## ④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成 28 年 8 月 1 日 至 平成 29 年 7 月 31 日)		(自 平成 29 年 8 月 1 日 至 平成 30 年 7 月 31 日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期純利益	86,218		96,655	
減価償却費	13,062		12,233	
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△2,995		3,667	
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,009		260	
受取利息	△10		△5	
支払利息	79		72	
固定資産売却益	△942		△135	
売上債権の増減額 (△は増加)	△67,452		△12,991	
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1,259		△21,396	
仕入債務の増減額 (△は減少)	△2,773		25,563	
未払金の増減額 (△は減少)	5,077		288	
未成工事受入金の増減額 (△は減少)	1,241		1,321	
未払消費税等の増減額 (△は減少)	1,550		3,758	
その他	△397		758	
小計	32,406		110,048	
利息の受取額	10		5	
利息の支払額	△79		△72	
法人税等の支払額	△19,349		△30,887	
営業活動によるキャッシュ・フロー	12,988		79,095	
投資活動によるキャッシュ・フロー				
定期預金等の預入による支出	△40,522		△29,320	
定期預金等の払戻による収入	38,474		27,276	
有形固定資産の取得による支出	△15,038		△7,138	
有形固定資産の売却による収入	942		135	
無形固定資産の取得による支出	△1,971		△5,184	
差入保証金の差入による支出	△478		△164	
差入保証金の回収による収入	30		158	
その他	△18		△26	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△18,582		△14,263	
財務活動によるキャッシュ・フロー				
リース債務の返済による支出	△1,231		△1,223	
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,231		△1,223	
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△6,826		63,608	
現金及び現金同等物の期首残高	179,995		173,169	
現金及び現金同等物の期末残高	※1 173,169		※1 236,778	

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

#### 1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 未成工事支出金

個別法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

##### (2) 材料貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年～39年
車両運搬具	2年～6年
工具、器具及び備品	4年～6年

##### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア(自社利用分)について、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

##### (3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

工事完成基準を適用しております。

#### 5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

#### 6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成29年7月31日)	当事業年度 (平成30年7月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	38,498千円	45,791千円

(損益計算書関係)

※ 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)	当事業年度 (自 平成29年8月1日 至 平成30年7月31日)
車両運搬具	942千円	135千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式(株)	400	—	—	400
合計	400	—	—	400

2. 自己株式に関する事項  
該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項  
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項  
該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成29年8月1日 至 平成30年7月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式(株) (注) 1. 2	400	399,600	—	400,000
合計	400	399,600	—	400,000

(注) 1. 当社は、平成29年12月9日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。  
2. 普通株式の発行済株式総数の増加399,600株は株式分割によるものであります。

2. 自己株式に関する事項  
該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項  
該当事項はありません。

#### 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日)	当事業年度 (自 平成29年 8月 1日 至 平成30年 7月31日)
現金及び預金	211,801千円	277,213千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	△38,632	△40,435
現金及び現金同等物	173,169	236,778

※2 重要な非資金取引の内容

前事業年度 (自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日)

当事業年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産の額は6,878千円、債務の額は7,445千円であります。

当事業年度 (自 平成29年 8月 1日 至 平成30年 7月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

販売管理システムのソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、借入・社債発行等を行っておりません。余剰資金については、預金等の安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

完成工事未収入金は、事業活動から生じた営業債権であり、顧客の信用リスクが存在します。工事未払金等の事業活動から生じた営業債務は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

営業債権については、担当者が所定の手続に従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングして、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。特に金額等の重要性が高い取引については、経営会議において当該取引実行の決定や回収状況の報告が行われております。

②資金調達に係る流動性リスク (支払期日に支払いを実行できなくなるリスク) の管理

営業債務及び未払金については、月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成 29 年 7 月 31 日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	211,801	211,801	—
(2) 完成工事未収入金	227,076	227,076	—
資産計	438,877	438,877	—
(1) 工事未払金	64,324	64,324	—
(2) 未払金	11,111	11,111	—
(3) 未払費用	8,785	8,785	—
(4) 未払法人税等	17,782	17,782	—
(5) 未払消費税等	8,371	8,371	—
(6) リース債務（1年内返済予定を含む）	6,333	6,295	△38
負債計	116,708	116,670	△38

当事業年度（平成 30 年 7 月 31 日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	277,213	277,213	—
(2) 完成工事未収入金	236,497	236,497	—
資産計	513,710	513,710	—
(1) 工事未払金	89,887	89,887	—
(2) 未払金	11,057	11,057	—
(3) 未払費用	10,567	10,567	—
(4) 未払法人税等	16,624	16,624	—
(5) 未払消費税等	12,129	12,129	—
(6) リース債務（1年内返済予定を含む）	5,109	5,088	△20
負債計	145,375	145,355	△20

(注1)金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金及び預金、(2)完成工事未収入金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1)工事未払金、(2)未払金、(3)未払費用、(4)未払法人税等、並びに(5)未払消費税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。



(6) リース債務（1年内返済予定を含む）

元利金の合計額を、同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成29年7月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	211,801	—	—	—
完成工事未収入金	227,076	—	—	—
合計	438,877	—	—	—

当事業年度（平成30年7月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	277,213	—	—	—
完成工事未収入金	236,497	—	—	—
合計	513,710	—	—	—

(注3) リース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度（平成29年7月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	1,223	1,234	1,245	1,256	1,267	106

当事業年度（平成30年7月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	1,234	1,245	1,256	1,267	106	—

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年7月31日)	当事業年度 (平成30年7月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	272	1,517
賞与引当金	1,060	1,143
未払社会保険料	167	187
未払事業税	1,914	1,755
資産除去債務	326	326
その他	940	673
繰延税金資産合計	4,682	5,603
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△152	△136
繰延税金負債合計	△152	△136
繰延税金資産純額	4,530	5,467

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年7月31日)	当事業年度 (平成30年7月31日)
法定実効税率	34.8%	34.5%
(調整)		
住民税均等割	0.5	0.6
永久に損金に算入されない項目	0.2	0.6
所得拡大促進税制による法人税額特別控除	△4.2	△5.0
中小企業者等の法人税率の特例	△0.8	△0.8
その他	△0.5	△0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.0	29.7

(セグメント情報等)

**【セグメント情報】**

前事業年度（自 平成 28 年 8 月 1 日 至 平成 29 年 7 月 31 日）

当社の事業セグメントは住宅リフォーム事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自 平成 29 年 8 月 1 日 至 平成 30 年 7 月 31 日）

当社の事業セグメントは住宅リフォーム事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

**【関連情報】**

前事業年度（自 平成 28 年 8 月 1 日 至 平成 29 年 7 月 31 日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客に対する売上高のうち、損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成 29 年 8 月 1 日 至 平成 30 年 7 月 31 日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客に対する売上高のうち、損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

該当事項はありません。

**【関連当事者情報】**

前事業年度（自 平成 28 年 8 月 1 日 至 平成 29 年 7 月 31 日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成 29 年 8 月 1 日 至 平成 30 年 7 月 31 日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成 28 年 8 月 1 日 至 平成 29 年 7 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 29 年 8 月 1 日 至 平成 30 年 7 月 31 日)
1株当たり純資産額	922.67円	1,092.33円
1株当たり当期純利益金額	150.84円	169.65円

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当社は平成29年12月9日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成 28 年 8 月 1 日 至 平成 29 年 7 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 29 年 8 月 1 日 至 平成 30 年 7 月 31 日)
当期純利益金額(千円)	60,338	67,863
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	60,338	67,863
普通株式の期中平均株式数(株)	400,000	400,000

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## ⑤【附属明細表】

## 【有価証券明細表】

該当事項はありません。

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	10,740	—	—	10,740	7,266	279	3,473
車両運搬具	31,418	5,907	1,502	35,823	27,512	7,385	8,310
工具、器具及び備品	11,331	889	—	12,220	11,013	1,131	1,207
土地	7,742	—	—	7,742	—	—	7,742
有形固定資産計	61,233	6,796	1,502	66,527	45,791	8,796	20,735
無形固定資産							
ソフトウェア	16,216	5,184	—	21,400	13,162	3,437	8,237
その他	436	—	—	436	—	—	436
無形固定資産計	16,653	5,184	—	21,837	13,162	3,437	8,674

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	1,223	1,234	0.95	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	5,109	3,875	0.95	平成31年～34年
合計	6,333	5,109	—	—

(注)1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	1,245	1,256	1,267	106

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	2,120	5,787	—	2,120	5,787
賞与引当金	3,045	3,305	3,045	—	3,305

(注) 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため財務諸表規則第125条の2の規定により記載を省略しています。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	1,348
預金	
当座預金	478
普通預金	234,951
定期預金	40,285
定期積金	150
計	275,865
合計	277,213

ロ. 完成工事未収入金

(a) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)リプライス	17,162
(株)T・A・Sコーポレーション	17,109
武蔵コーポレーション(株)	13,459
(株)ジュベール不動産	12,094
(株)バレッジス	8,465
その他	168,205
合計	236,497

(b) 完成工事未収入金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2} - (B)$
227,076	1,968,006	1,958,585	236,497	89.2	365
					43

(注) 当該発生高には消費税等が含まれております。

ハ. 未成工事支出金

期首残高 (千円)	当期支出額 (千円)	完成工事原価への振替額 (千円)	期末残高 (千円)
12,705	1,305,928	1,283,121	35,513

(注) 期末残高の内訳は次のとおりであります。

千円

材料費	10,349
外注費	25,163
計	35,513

ニ. 材料貯蔵品

区分	金額(千円)
リフォーム関連資材	1,861
合計	1,861

② 流動負債

イ. 工事未払金

相手先	金額(千円)
(株)美柳	11,443
トシン電機株	6,377
(株)ソーゴー	6,239
(株)アクア齋藤	4,472
(株)丸美	4,171
その他	57,183
合計	89,887

(3) 【その他】

該当事項はありません。



## 第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年8月1日から翌年7月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年7月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年7月31日、毎年1月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 株式会社アイ・アールジャパン
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 株式会社アイ・アールジャパン
取次所（注1）	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL <a href="http://reform-nisso.co.jp/">http://reform-nisso.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより。当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする場合
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## **第二部【特別情報】**

### **第1【外部専門家の同意】**

該当事項はありません。

### **第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】**

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

平成30年10月26日

株式会社ニッソウ  
取締役会 御中

興亜監査法人

指定社員  
業務執行社員

公認会計士

柿原 佳孝



指定社員  
業務執行社員

公認会計士

近田 直裕



当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ニッソウの平成29年8月1日から平成30年7月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニッソウの平成30年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上